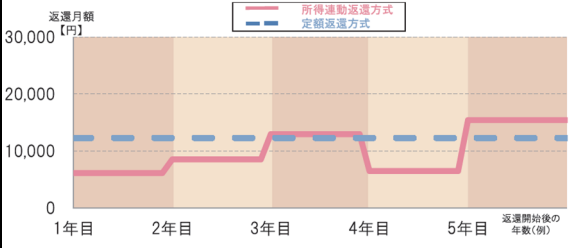
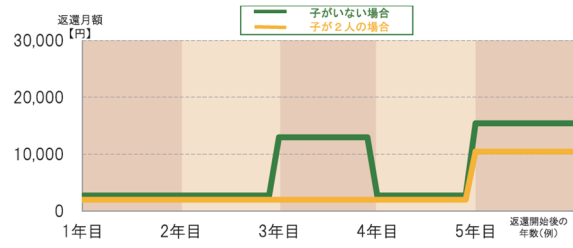


令和7年度以降 春期入学者対象 「第一種奨学金」と「授業料後払い制度」の比較

いずれも無利子の貸与奨学金（返還必要）

	第一種奨学金	授業料後払い制度
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方 ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方 ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方
対象	第一種奨学金の家計基準および学業基準（学部成績の平均点が80点以上）を満たす者 外国籍の人は在留資格により申込できない場合があります。（留学は対象外など）	第一種奨学金の家計基準および学業基準（学部成績の平均点が80点以上）を満たす者 外国籍の人は在留資格により申込できない場合があります。（留学は対象外など）
貸与額	月額5,000円または月額88,000円 （保証料を差し引いた額を指定口座に振り込み）	【授業料支援金】 修業年限までの授業料相当額および保証料 参考：授業料相当額 工学研究科以外 308,500×4期=1,234,000円 工学研究科 345,500×4期=1,382,000円 （授業料相当額は日本学生支援機構から大学に直接納付） 【生活費奨学金】希望者のみ貸与 月額20,000円または月額40,000円 （保証料を差し引いた額を指定口座に振り込み）
	貸与総額（2年間） 約1,200,000円～2,112,000円	貸与総額（2年間） 約1,714,000円～約2,342,000円（授業料支援金の保証料除く）
保証制度	人的保証制度または機関保証制度を選択	機関保証制度
返還	定額返還方式か所得連動返還方式かのいずれかを選択できます。 （ただし、所得連動返還方式は機関保証制度利用者のみ選択可） 【定額返還方式】 貸与を受けた額に応じて決まった割賦月額・期間で返還します。 【所得連動返還方式】 返還者の前年の所得に応じて、割賦月額・返還期間が変動します。 ※ いずれの返還方式を選んでも、返還する総額は同じです。 - 8. 8万円を2年間（211.2万円）借りた場合のイメージ  ※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定 （所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映） 実際は、提出のあったマイナンバーにより取得した所得情報で決定	返還方式は、所得連動返還方式のみです。 ただし、現行の第一種奨学金の所得連動返還方式よりも有利な返還方法です。 【現行の第一種奨学金の所得連動返還方式と異なる点】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 年収が300万円程度になるまで、割賦月額は2,000円のままで。 （現行第一種奨学金では年収146万円程度まで割賦月額2,000円） ○ 返還者に扶養している子がいると、割賦月額の計算時に追加の控除があります。 （現行第一種奨学金では追加の控除なし） - 授業料後払い制度の返還イメージ  ※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定 （所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映） 実際は、提出のあったマイナンバーにより取得した所得情報で決定
支援開始	4月申請の場合、最速で7月から支援開始（予約採用の場合は最速で5月から）採用後、4月に遡って貸与	入学後4月に申請し、最速で7月から支援開始（入試願書提出時に制度希望願等提出することにより、入学年春学期授業料は採用まで納入猶予） 生活費奨学金は4月以降採用後、4月に遡って貸与

※第一種奨学金と後払い制度は同一年度内に受けることはできない。

※募集時期について、後払い制度の募集は入学期のみ（春入学は4月、秋入学は9月下旬）、第一種奨学金は4月と9月下旬に募集をおこなう。

参考ページ：日本学生支援機構（貸与奨学金案内ページ）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>